

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部長寿推進課
委 託 業 務 番 号	令和4年度 長長第1019号
委 託 業 務 名 称	長浜市地域包括支援センターシステム保守業務
委 託 業 務 場 所	長浜市八幡東町632番地 長浜市役所ほか
業 務 の 概 要	長浜市役所長寿推進課および長浜市内5か所にある地域包括支援センターにおいて稼働中の長浜市地域包括支援センターシステムのソフトウェアにかかる保守業務を委託する。
履 行 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契 約 年 月 日	令和4年4月1日
契 約 額 ( 税 込 )	2,224,860円
契 約 の 相 手 方	[所在地又は住所] 米原市米原西23番地 [商号又は名称] 日本ソフト開発株式会社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	上記委託先は、長浜市地域包括支援センターシステムの導入業者であり、システムの構造や機器等を熟知している。そのため、当該システムの保守管理を円滑に行うことができる。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b>（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>